

宗団法人 大信寺 永代供養墓 規約

第一条（目的）

宗法人大信寺では後継者がいなくなった場合に檀信徒の菩提を末永く安らかに弔うことを目的として永代供養墓（以下、当墓）を建立しました。
また、大信寺住職が責任を持って遺骨の管理と供養を行います。

第二条（事務所）

事務所は、群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3999番地2 大信寺内に設置します。

第三条（管理運営）

当墓の管理運営主体は宗法人大信寺とし、管理責任者は代表役員（住職）とします。

第四条（利用資格）

当墓を利用できるのは次の希望者とします。

- 一、大信寺檀信徒
- 二、一般希望者（仏教信者であれば以前の宗派を問いません。
ただし、申込後は浄土宗の宗旨に帰依していただきます）

第五条（申込及び供養料）

利用は、生前申込み、遺骨受け入れのいずれも可とします。

また供養料等は以下の通りとなります。

- 一、永代供養料は金三拾五万円以上とします。
- 二、墓誌銘板への刻字は任意とし、刻字料は銘板を含む実費三万円とします。
- 三、大信寺檀信徒の墓地から改葬する場合には別途、相談の上で決定します。
- 四、契約後、事情により契約を解除しても、永代供養料等の費用は返還しません。

第六条（供養）

当墓の運営・供養規定は以下のとおりとします。

- 一、三十三回忌までの毎年の春彼岸、秋彼岸、及び盂蘭盆での施餓鬼会にて供養を行います。施餓鬼会では塔婆供養をいたします。
- 二、四十九日忌、一周忌や三回忌などの年回忌法要は別途承ります。

第七条（納骨の管理）

- 一、遺骨は三十三回忌まで専用棚に骨壺のまま安置し、以降は当墓内部のカロートに散骨し合祀します。それ以降の遺骨は一切返還しません。
- 二、人骨（焼骨）以外の納骨はできません。
- 三、副葬品（個人の愛用品）は原則として骨壺に入っているものとします。

第八条（申込み手続き）

- 一、申込みは生前契約、遺骨の受け入れのいずれも可とします。
- 二、使用者は申込書（同意書）を添え永代供養料を納入し、永代供養証の交付を受けてください。
- 三、大信寺は過去帳と永代供養過去帳に必要事項を記載し、永久保存します。
- 四、本規約は大信寺住職の判断により改正されます。
- 五、その他、申込者は大信寺住職の判断に従ってください。

本規約は平成二十八年五月十日から施行します。

宗教法人 浄土宗 大信寺
責任役員（住職） 岡田真幸